⑶　事業計画の合理性

本件事業は、中部地方と関東地方とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの強化を主な目的に、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）に基づく国土開発幹線自動車道として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づく４車線の高速自動車国道を建設するとともに、本路線と供用予定である一般国道138号（御殿場バイパス）を連結するためのジャンクションを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、高速自動車国道本体事業の事業計画は、御殿場市区間及び駿東郡小山町区間については平成６年７月５日に都市計画決定された都市計画と、伊勢原市区間、秦野市区間、足柄上郡松田町区間及び同郡山北町区間については平成８年６月11日に都市計画決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。また、一般国道138号本体事業の事業計画は、平成６年７月５日に都市計画決定され、平成24年２月28日及び平成26年４月22日に変更決定された都市計画と、のり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、高速自動車国道本体事業については、６車線の事業として都市計画決定されているところ４車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、線形、構造形式、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、高速自動車国道本体事業及び一般国道138号本体事業の施行に伴う附帯工事並びに市道、町道、普通河川、農業用用排水路、農業用道路及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、中部地方と関東地方とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長からなる新東名高速道路建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　神奈川県伊勢原市役所、秦野市役所及び同県足柄上郡山北町役場

静岡県駿東郡小山町役場及び御殿場市役所

告示等

国家試験

平成29年一級建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成29年一級建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の２第１項に規定する中央指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成29年３月16日

国土交通大臣　石井　啓一

１　試験日及び時間

⑴　「学科の試験」

平成29年７月23日（日）

学科Ⅰ（計画）及び学科Ⅱ（環境・設備）

９：45～11：45（２時間）

学科Ⅲ（法規）

12：55～14：40（１時間45分）

学科Ⅳ（構造）及び学科Ⅴ（施工）

15：10～17：55（２時間45分）

⑵　「設計製図の試験」

平成29年10月８日（日）

11：00～17：30（６時間30分）

２　試験地

⑴　「学科の試験」の試験地は、受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表１のとおりとする。

⑵　「設計製図の試験」の試験地は、受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表２のとおりとする。

３　受験申込手続

⑴　郵送による受験申込

１）受験申込受付期間

平成29年４月17日（月）から平成29年５月１日（月）まで

２）受験申込方法及び郵送先

以下の郵送先（受験申込受付期間内の消印があるものに限る。）に、必ず簡易書留で郵送すること。

（郵送先）

〒102－0094　東京都千代田区紀尾井町３－６　紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター業務部　一級建築士試験受付係

⑵　インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成15年以降に一級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

１）受験申込受付期間及び時間

㈠　期間　平成29年４月10日（月）から平成29年４月17日（月）まで

㈡　時間　受付開始日の午前10時から受付終了日の午後４時まで

２）受験申込方法

センターのホームページ（http://www.jaeic.or.jp/）において、必要な事項を入力し申込むこと。

⑶　受付場所における受験申込

上記⑴又は⑵による受験申込が出来なかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。

１）受験申込受付期間及び時間

㈠　期間　平成29年５月11日（木）から平成29年５月15日（月）まで

㈡　時間　午前10時から午後５時まで

２）受験申込書の受付地　受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表３のとおりとする。なお、受付場所は、都道府県ごとに設立されている一般社団法人又は公益社団法人の建築士会（以下「都道府県建築士会」という。）の事務所又は同会の指定する場所とする。

３）受験申込方法　上記２）の受付場所に、原則として、申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。

４　受験票の交付等　受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。）については、原則として、平成29年６月30日（金）ごろ、受験有資格者に発送する。

５　試験地の変更　試験地の変更は、原則として認めない。

ただし、転勤等のやむを得ない事情があり、かつ、「学科の試験」については、平成29年６月16日（金）までに、「設計製図の試験」については、平成29年９月４日（月）までにセンターあてに文書で申請し、その承認を受けた者に限り試験地の変更を認める。